

韓國併合事情(下)

小松 綠

李首相は條約の規程を閲讀し、之に對する説明を聞いた後、大體に於て異存の無い事を言明し、正式に是等の條項を討議するに先つて一應内閣會議に於て各大臣の意見を徵する必要があると云ふので、恰も同日(十八日)が閣議の日であつたから其日の午後條約原案を閣議に附すると言つて立去つた。

此内閣會議に於て内部大臣朴齊純及度支部大臣高永喜の兩人は容易に之に同意したけれども、獨り學部大臣李容植のみは、初より根本的に併合に

反對した人だけに、君辱めらるれば、臣死すと云ふ詭激な言を發して、殆ど説明をも聽かなかつたといふことである。茲でテヨツと此等の人々の性格に付て一言して置く。内部大臣の朴齊純は世間にも能く知られた人であるが、此人は伊藤公が明治三十八年十一月を以て保護條約を締結せられた時の外部大臣であつて、李完用と共に進んで保護條約に調印した。其後李完用内閣以前に一たび總理になつた事もある人で、日本に對しては最も厚き好意を持つて居た。又度支部大臣高永喜の祖先

は今の濟州島の領主であつて、祖先の高乙那は日本より移住して來たと云ふ歴史がある。高永喜は濃厚篤實な人物で、是れ亦日本に終始好意を表して居た。今の李王世子殿下の御附になつて居る高義敬は其の長男である。されば朴・高二人が併合に同意したのはもとより當然の事であつた。李容植に至つては儒生の棟梁として聲望のあつた人で元來頑固黨の一人である。此人が嘗て日本觀光團に加つて東京へ來た時、上野の精養軒に招待された席上で一場の演説を試みたが、其の冒頭に日本の現状を見て『思はざりき孔孟の教以外に國を治めるの法ありとは』と言つて日本の進歩に敬服したのかそれとも嘲笑したのか分らぬやうな演説をした事があつた。何れにせよ一種の慷慨家である伊藤公は斯かる人物を野に置くのは惜しいといふので、大臣に拔擢せられた、一體伊藤公は反對派の人物を重用する度量があり、又それを得意とせられた人である。昔、西園寺侯が佛國から歸つて東洋自由新聞を發行し、ルソーの民約論にかぶれた自由民權論を盛んに唱へ出した時にも、侯を抜いて政府の要地に採用し、後に莫逆の友となつた。侯が危険思想の張本人から誠忠無二の大政治家となつたも、全く伊藤公のお蔭である。又國事犯で處刑を受け宮城の監獄から滿期放免されたばかりの陸奥宗光を拔擢して公使とし、大臣としたのも伊藤公が所謂危険人物を懐柔された他の實例の一であるが、公が此の李容植を學部大臣に拔擢されたのも全く同じ筆法である。今内閣會議で縦ひ李容植一人が頑強に異議を唱へたとて、多數が同意した以上、左まで重きを爲す譯は勿論ないのであるが、併し大事な御前會議の時となつて、李容植が堂々と異議を高唱するやうな事があつては假令多數を以て決定しても外交上多少不快の感を貽することとなるので、李完用は寧ろ李容植を暫

く遠ざける方が好からうと考へた。恰かも好し此の時内地の各處に大水害が起つたので、李容植を水害見舞兼學事視察と云ふ名義で内地に派遣する事に決した。處が李容植は此間の消息を察したものと見えて、病氣と稱して其の任務を辭した。實は病氣でも何でも無いのであるから、強ひて勧めた處、それでは任務は受けるが、全快まで出發を延期して呉れと申し出した。虚實は兎も角、病氣といふのだから仕方がない。其内に御前會議の當日となつたのである。保護條約締結の際に總理大臣の韓圭高が飽く迄も之に反對して光武帝の寢殿に侵入して諫争したり、また前首相趙乘世及侍從武官閔泳煥等が憤死したと云ふやうな前例もあるので、此の併合條約の締結についても、斯かる不祥な事態を見るに至らば圓満妥協の實を破り、將來の民心に影響する譯であるから、出來得る丈各方面に於て何等の違算もないやうにありたいと云

ふ李首相の用心から、御前會議當日に李容植の處へ誰か人を遣つて同人を監視させる事になつた。それには朝鮮人よりも寧ろ日本人で然る可き人やつた方が引留策としても効力が有るだらうと云ふ意見であつて、當時通譯官をして居つた川上立一郎と云ふ六尺裕かの大男で、李容植の如き慷慨家の相手に最も適當な人物を病氣見舞として差向ける事にした。川上が行つて見ると李容植は別段病體でも無いから四方山の話をし出した。無論李容植は御前會議が此の日に今正さに開かれつゝあるとは知つて居らなかつた。そこで川上が閑談に時を移して午前中を空過して正午頃に辭し去つた時分には、既に御前會議は濟んで居つた。處が此の李容植は我々が思つた如き頑固一徹の人物では無く、所謂君子豹變時勢と共に推し移る丈けの見識を持つて居つた。御前會議後に李完用は人を遣つてお前は病氣の爲に内地へ使節に立つの任務を

さへ果す事が出来ぬと云ふから無論御前會議に參列する事は出来ぬものと見て御召がなかつたのであるが、今日の御前會議に於て一人の反對者も無く併合條約が確定したと云ふ事を告げしめ、其から併合後に於ける王室、大臣、大官等の厚遇について詳細に説明させた。すると李容植は之に對して大に憤慨するかと思ひの外、此くの如き寛大な條件に於て併合を實行せられるのは、韓國の爲にも祝す可き事である、自分に於て何の異議もない、是れに異論を唱へたのは能く詳細の條件を打開けて呉れなかつたからだと答へたさうである。京城には古來孔子廟の祭祠を掌り又經學の講習を行ふ成均館といふがあつて、それを繼續して教化の一助とする事に決定せられた時に、其の主宰として朴齊純を大提學とし李容植を副提學とする事に内定したので、本來ならば李容植を大提學に任ず可き筈であつたが、彼が成均館を利用して或は

詭激な思想でも鼓吹してはならぬと云ふ懸念から其の後見役として朴齊純を大提學にしたものである。其で李容植に對して内意を聞く必要があつたから、成均館の官制改正の事務に與つた我輩が自ら李容植に逢つて實は貴下を大提學にす可きであるが、成均館は學問以外に行政事務もあるから、其には總理大臣内部大臣の經歷ある朴齊純を擧げ學事の専務として副提學に貴下を任せらるべき内意であるが、御請せらるゝかどうかと聞いて見ると李容植は恬淡にして少しの蟬りもない面持ちでは斷じて問ふ處で無い、何役でも喜んで微力の在らん限りを盡して務めませうと答へた。左れば李容植が初め併合に反對したのは一時の權略辭令に過ぎなかつたので、能く彼に對して親切なる説明を與へたならば遂に必ず之に同意したのに違ひがなかつた。結り我々は李容植を能く諒解しないで

悪く買ひ冠つたのである。

餘談が餘り長くなつたが、これから前に逆つて併合條約締結の緒を繋いで話を續ける。首相李完用は十八日に内閣會議で李容植を除く外、全閣員の同意を経たのであるから、今度は光武帝から全權委任状を受けて正式に條約締結の手續に移る事になつた。そこで其の翌日(十九日)李完用は宮内府大臣閔丙奭及侍從院卿尹德榮を招いて、時局解決の大意を説いたのであつたが、細目は漏洩を憚つて先づ宮中の内意を探ぐると云ふに止めて深く立入らなかつたやうである。朝鮮の事態として宮中と府中とは兎角意志の疏通を缺き、互に落度を指摘して自ら喜ぶやうな傾きがあつた。そこで李首相は餘り詳しく自分より宮内府大臣、侍從院卿等に打明けると、或は皇帝又は太皇帝を介してか若くは之を圍繞する雜輩を通じて物議を起すと云ふ風な事があつては一大事であると言つてゐた。

是は無理からぬ懸念で、從來責任を回避する惡習上、府中で定めた事は宮中が兎角反對したがる、又宮中で決定した事は府中でそれを猜疑の眼を以て見ると云ふやうな關係であつたから、此の重大なる變革に對して宮中の職員等は容易に同意しなかつた。そこで李完用の意見では若し宮中の意向に依つて全權委任状を發せられないやうな場合が有つたら、自ら條約案を叡覽に供して直ちに御裁可を仰いで調印をする事になるかも知れぬ。是は韓國の舊例に於て必ずしも違法では無いのであるが併し斯かる變態は成る可く避けて、飽く迄も圓滿に總ての形式を履行したい考であつたから、併合の趣旨を自分より傳達するよりも直接統監より説明せられたならば、宮内府大臣、侍從院卿等も一層容易に諒解する事が出来ると思ふ、因て條約締結に必要な手續について此の兩人に充分に説得せられん事を希望すると言つて來た。そこで寺

内統監は御前會議が二十二日と定められたと云ふ事であるから其の前日即ち二十一日の午前十時に宮内府大臣閔丙奭侍從院卿尹德榮の兩人を官邸に招して、詳細に併合の趣旨を説明せられ、既に計畫も決定し、條約締結と云ふ時機に達したのであるから、其の手續に誤りないやうに注意して貰ひたい。其から御前會議は單に形式ばかりに止らないで各方面の代表者を悉く網羅して詰り舉國一致の決定と云ふ事になければならぬ。此點も特に注意して貰ひたいと云ふ事を諭された。そこで閔尹兩人も自分等の職責は必ず遺憾なく盡しませうと答へて引退つた。

其から尙ほ此の時寺内統監と李首相とが深い注意を拂はれたのは、太皇帝の意向である。太皇帝は前にも述べた如く、四十年間も朝鮮の政權を握つて居られて賢明の譽ある方であるが、之と同時に境遇の關係上陰謀の渦中に投せられた事實もあ

つた。今は位を退かれて、言は隱居の身であつたから無論政務には關係せられなかつたが、併し權利問題は別としても、王室の首腦たる地位に對して、其の意向は尊重しなければならぬ。そこで李首相は太皇帝の侍從とも言ふ可き承寧府總管趙民熙を招いて、太皇帝の昨今に於ける近況を尋ね、併合條件の大要を示して太皇帝にそれを傳達する様に依頼した、然るに太皇帝は曩に寺内統監就任挨拶の際に述べられたると同じ語氣を以て、自分は一切政治に干與しないのであるから、何事も現皇帝の決定に任せる。殊に本件に對しては何等可否の意見を持つて居らぬと云ふ趣意を語られたと云ふ事である。愈々二十二日の午前十一時に閔宮内府大臣、尹侍從院卿は皇帝に拜謁して併合の手續に關する順序につき約三十分間伏奏した。帝は兩人の言上を聽かれて大勢既に定まつた以上は寧ろ速かに實行して一日も早く事態の安定を見るを

善しとするとの叡慮を示され、同日午後一時を期して御前會議を開く可き事を命せられた。而して此の御前會議には皇帝の思召に依つて國務大臣の外に皇族を代表す可き興王李熹、元老を代表す可き中樞院議長の金允植、侍從武官長李乘武をも召さるゝ事となつた。

當日午後一時に内閣總理大臣李完用は内部大臣朴齊純、度支部大臣高永喜及農商工部大臣趙重應と共に參内した。既に述べたる通り李容植は病氣の故を以て御召がなかつた。侍從武官長李乘武が之に次いで參内したのであるが、此日は宛かも興王の誕辰に當つて祝宴を開いて居られた爲に興王と中樞院議長金允植等は少しく遅れて參内した。其が爲に午後二時になつて皇帝は宮内府大臣閔丙禔侍從院卿尹德榮を率ひて出御せられ、先づ統治權讓與の趣旨を宣言せられ、且條約締結の委任狀に自ら名を署し、國璽を鈴せしめて之を内閣總理

大臣に下された。李首相は此の御委任狀を拜受した後其携へ來つた處の條約案を上覽に供した。逐條説明を申上げて一々列席者の議に諮はれたのであつたが、何れも異議を唱ふる者無く、皇帝は逐條裁可せられた。其日の午後四時になつて内閣總理大臣李完用は農商工部大臣趙重應と共に統監邸に來つて御前會議の狀況を述べ、其の際受領したる全權委任狀を示したのである。其の譯文は左の通りである。

朕東洋ノ平和ヲ鞏固ニセムカ爲メ日韓兩國ノ親善ナル關係ニ顧ミ相合シテ一家トナルハ相互萬世ノ幸福ヲ圖ル所以ナルヲ念ヒ茲ニ韓國ノ統治ヲ擧ケテ之ヲ朕カ最モ信賴スル大日本國皇帝陛下ニ讓與スルコトニ決シタリ依テ必要ナル條章ヲ規定シ將來ニ於ケル我皇室ノ安寧並ニ生民ノ福利ヲ保障セムカ爲メ内閣總理大臣李完用ヲシテ大日本帝國統監寺内正毅ト

會同シ商議協定セシム諸臣亦朕カ意ノ確斷スル所ヲ體ノテ奉行セヨ

是時李首相は口頭で、

『此の條約は頗る意義明晰であつて、何等取捨す可き箇所を認めない、故に此の條約案については討論審議を要しないのであるから、直ちに之に調印を致したいと思ふ、其から又蓋に御示しになつた處の覺書についても、別段に約定の形式を以て細目を規定する必要を認めない。諸般の實行に付ては總て日本政府の誠意に信頼して條約外に約定を結ぶの意志は何人も有つて居らぬ』

と述べた。依つて寺内統監は其意を諒し、日韓兩文の條約各二通宛に記名調印を了せられたのである。時に二十二日の午後五時。

李首相は茲に和衷協同の間に於て互に意志の合致に依りて此の大業を完成する事を待たのは、全く日本國天皇陛下の御成徳と、韓國皇帝陛下の賢明なる裁斷とに依る事と思ひ、深く兩國の爲めに慶祝の至に堪へない。而して茲に一言自分の希望

を申したいのは大體三ヶ條であると言つて、第一國民授産の方法に付ては特に御注意を願ひたい、蓋し其の宜きに適すると否とは國民をして新制度の恩恵に永久に浴せしむると否との岐れるのであるからである。第二、將來の王室に對する待遇の厚薄は、是れ亦國民全般の感想に多大な影響を及ぼすのであるから、此點も特に御配慮を煩はしたい。第三、教育に關する行政機關は將來に於ても特別の衝を設けられて國民教育に重きを置くの意を示されたのである。蓋し、教育を等閑に付せられると云ふ事になると、内地人に比して朝鮮人を劣等の位地に置かれたと云ふ感想を一般に起させる憂があるからであると述べた。之に對して寺内統監は、如何にも同感である。其意に副はんが爲めには充分に力を盡さうと答へられた。尙ほ朝鮮は農を本となして居る國であるから農業の發達について注意を拂ひたいと思ふ、王室の待遇につい

ては我が皇室に於ても特に御軫念遊ばされたのであるが、尙ほ御希望の趣を傳達しやう。國民の教育普及については出來得べくんば日本内地と同様の施設を取りたいので、唯々急激の變革は却つて人心を導く所以で無いから、時宜に従つて漸次に其の普及を圖るべき事は申す迄も無い。是等の御希望は出來可き丈け其の實現を期する考であるから、幸ひに心を安んじられたいと云ふ挨拶をせられた。李首相及趙首相は是より更に德壽宮に赴いて太皇帝に對し、時局解決の顛末を言上したいと申して退出した。之と入れ違ひに宮内府大臣閔丙奭及侍從院卿尹德榮が統監邸に來つて、寺内統監に對し、皇帝の思召として、

『朕は夙に世間に傳播せられたる時局問題が早晚解決の實行を見るに至ると云ふ事を豫想したのである。今や即ち其期に達したので、朕は内閣總理大臣に旨を降して萬般の解決に必要な委任を與へて置いたが、惟ふに内閣總理大臣は既に統監と會合して一切の必要事項を決した事と思はる。朕は自今

國務に一切關係する處が無いのである。唯冀ふ處は我が一家を整理し、我が皇室の祭祀を永久に持續したいといふ丈けの希望に過ぎない。唯、茲に統監の考慮を求めたい一事があるが、其に現今の宮内府の組織に多少の變更を來すは免がれざる處と思はれる、が併し今俄かに大改革を加へられて大に其の人員を減少すると云ふ事があつては一般國民の感想に鑑みても、又體面を維持する上に於ても、頗る愛慮に堪へないのであるから、日本國天皇陛下は從來我が皇室に對し深厚なる好意を表彰せられ、我が皇室は常に其の宏恩に感佩して居つたのである、故に將求と雖も朕に對する日本國天皇陛下の厚誼は敢て渝る處は無からうと信ずる。誠に歳費の如きも今後も尙ほ従前の定額を給せらる、事を聞いたのであるが、之に依つて見ると、其の優遇の一端を察するに餘あるのである。朕は深く之を感佩して止まぬ。日本國皇帝陛下に然るべき傳達せられたい。』

と云ふ意味の言葉を傳へたのである。寺内統監は之に對して、過刻内閣總理大臣との間に於て既に條約に記名調印を終つたと云ふ事、此の重大事件が此くの如く靜肅に且圓滿に解決せられたのは畢竟するに韓國皇帝陛下が東洋の平和を永遠に維持

し、官民將來の幸福を増進せられんとする寛仁なる思召に依ると信ずる事、竝に將來李王家に對しても日本皇族と同一の待遇を與へられべく、其の待遇法に付ては別に特例を設けらるゝ事、尙ほ唯今の皇帝陛下の御高旨は自分より其筋に傳達す可き事等を上聞に達せられたいと、兩人に告げられた。

此くの如くにして何等の手違も手落も無く、又意志の杆格も無く、總て無事平穩に併合條約の締結を完了せられたのであるが、此の二十二日を以て調印せられたる條約は一週間の後ち同月二十九日を以て公布實施する事に定められた。凡そ一國が他國を併合した場合に其國の統治權を引受けると同時に又總ての内外債務をも引繼ぐのが、國際公法の原則であるが、韓國は幸ひにして債務と云ふものは絶對に無く、唯今電信敷設の爲めに支那の一商會に支拂ふ可き舊債が參萬圓ばかり残つて

居つたのに過ぎなかつた。又内債は絶對的に無かつたから、財政上の處分は頗る簡單に取纏める事が出來たのである。其から併合と同時に韓國の法令、竝に外國としての韓國に適用せられつゝあつた日本の法令は其の施行目的地たる國家が消滅したのであるから、理論上自然に消滅したものである。併し其では一時法令絶無と云ふ奇態を呈するのであるから、併合と同時に緊急勅令を以て、當時現に行はれて居つた處の韓國法令及日本の法令も、更に日本の領土となつた朝鮮に行はるゝものとして、其の効力を存続すると規定を設けられた。そこで内政に關しては何等の支吾も紛雜も無かつたのであるが、唯々茲で多少實行上困難を感じたのは治外法權の撤廢であつた。朝鮮は從來劣等國として日本を初め歐米各國及各々治外法權を施行して居つたのである。然るに一たび日本の領土となつた爲めに今度は日本國同様の位地に昇つた譯

であるから、日本の本國同様に各國の法權は自然撤廢せらる可き筈である。そこで帝國政府は併合條約調印の翌日を以て、列國の代表者に左の如き宣言を發した。東京の外務省からはこれを各國の大使公使及領事に、京城の統監府からは又在朝鮮の各國總領事及領事に傳達したのである。

韓國併合ニ關スル宣言

韓國併合ノ件ニ關シ帝國政府ハ韓國トノ間ニ條約ヲ有シ又ハ韓國ニ於テ最惠國待遇ヲ享クベキコトナリ居リタル獨逸國亞米利加合衆國、奧地利洪牙利國、自耳義國、清國、丁抹國佛蘭西國、大不列顛國、伊太利國及露西亞國ノ各政府ニ對シ左ノ宣言ヲ爲シタリ

明治三十八年日韓協約成リテヨリ茲ニ四年有餘其ノ間日韓兩國政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ從事シタリト雖同國現在ノ統治制度ハ尙未ダ十分ニ公共ノ安寧秩序ヲ保持スルニ足ラズ衆民疑慮ノ念ヲ懷キ適歸スル所ヲ知ラザルノ狀アリ韓國ノ靜謐ヲ維持シ韓民ノ福利ヲ增進シ併セテ韓國ニ於ケル外國人ノ安寧ヲ計ルガ爲ニハ此ノ際現制度ニ對シ根本的ノ改善ヲ加ノルノ必要アルコト瞭然タルニ至レリ

日韓兩國政府ハ前記ノ必要ニ對シテ現在ノ事態ヲ改良シ且將來ノ安固ニ對シテ完全ナル保障ヲ與ノルノ急務ナルヲ認メ日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下ノ承認ヲ經兩國公權委員ヲシテ一ノ條約ヲ締結セシメ全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトナセリ該條約ハ八月二十九日ヲ以テ之ヲ公布シ同日ヨリ直ニ之ヲ施行スベク日本帝國政府ハ同條約ノ結果朝鮮ニ關スル統治ノ全部ヲ擔當スルコトナレルヲ以テ茲ニ左ノ方針ニ依リ外國人及外國貿易ニ關スル事項ヲ處理スベキコトヲ表明ス

一 韓國ト列國トノ條約ハ當然無効ニ歸シ日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用セラレベシ
朝鮮ニ在留スル諸外國人ハ日本法權ノ下ニ於テ事情ノ許ス限日本内地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有シ且其ノ適法ナル既得權ノ保護ヲ受ク

日本帝國政府ハ併合條約施行ノ際現ニ朝鮮ニ於ケル外國領事裁判所ニ鑿屬スル事件ハ最メノ決定ニ至ル迄其ノ裁判ヲ續行セシムルコトヲ承諾スベシ

二 日本帝國政府ハ從來ノ條約ニ關係ナク今後十年間朝鮮ヨリ外國ニ輸出シ又ハ外國ヨリ朝鮮ニ輸入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル外國船舶ニ對シ現在同率ノ輸出入税及噸税

ナ課スベシ

朝鮮ヨリ日本ニ移出シ又ハ日本ヨリ朝鮮ニ移入スル貨物及朝鮮開港ニ入ル日本船舶モ亦今後十年間前項ノ貨物及船舶ニ對スルト同率ノ課稅ヲ受ケルモノトス

三日本帝國政府ハ今後十年間日本國トノ條約國ノ船舶ニ對シ朝鮮開港間及朝鮮開港ト日本開港間ノ沿岸貿易ニ從事スルヲ許スベシ

四從來ノ開港場ハ馬山浦ヲ除クノ外舊ニ依リ之ヲ開港トナシ更ニ新義州ヲモ開港トシ内外船舶ノ出入及之ニ依ル貨物ノ輸出入ヲ許スベシ

帝國政府は又亞爾然丁國、伯刺西爾國、智利國、格倫比亞國、西班牙國、希臘國、墨西哥國、諾威國、和蘭國、祕露國、葡萄牙國、暹羅國、瑞典國及瑞西國ノ各政府ニ對シ左ノ宣言ヲ爲シタリ

明治四十三年八月二十二日日本國ト韓國トノ間ニ締結セラレタル條約ニ依リ韓國ハ日本國ニ併合セラレ本日ヨリ日本帝國ノ一部ヲ成スコトナレリ爾今日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限朝鮮ニ適用セラレベク該現行條約

ナ有スル列國ノ臣民又ハ人民ハ朝鮮ニ於テ事情ノ許ス限日本內地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有スベシ

所が從來各國が朝鮮に於て自國の法律を執行し自國の裁判權を行つて居つたのを、僅か一週間足らずの時日の間に之を悉く一時に廢止すると譯であるから、其の過渡の手續上多少の困難を感じたのは無理も無い、當時の英國大使サー・クロード・マクドナルドは此時朝鮮に視察に參つたが、大使は我輩に向つて、併合斷行の急激であつた事に付て頗る不平がましい事を出した。其は寺内統監の新任の際に小村外相に對して、何時併合を實行せらるゝかと尋ねた。外相は斯かる大事件は一年や二年でできるものでないとの答であつたから其の趣を本國に通告して置いたのに、爾來未だ一月も立たぬ内に併合を實行して了つたのだ。殊に領事裁判權は英國に於てはオーダー・イン・カウンシルと云ふ勅令で規定されて居るから、之を撤回

するには勅令からして改めんければならぬ、其の手續などについても相當の時日を要する。併合條約公布の日から之を撤回すると云のは餘りに激變だと云ふのである。そこで我輩は其の事は宜しく東京政府に交渉せらる可きものであつて、出先の總督府に於ては唯々本國の命を聞いて行動するに過ぎないから、固より辨明の限りでないが、自分の考では治外法權の撤廢と云ふ事は必ずしも貴國の法制を變更して初めて實行せられると云ふものでも無からう。今お話のオーダー・イン・カウンスルの中に、英國の領事官は朝鮮に於て治外法權を有する事が書いてあるが、一朝此の治外法權の施行目的地たる朝鮮が消滅すればイブソ・ファクト（事實上）に其の部分に對する治外法權が自然に消滅したので、宛かも一ツの島が一朝水中に陥落して其の跡形が無くなれば、之に對する法權が自然に消滅したと同じ事では無いか、又小村外相が閣下を欺いたやうに聞へるが元來併合と云ふ事が決定して居たにせよ、小村外相の言はれた通り、之を實行するの時機は相手の事情を斟酌しなければならぬから、或は一年二年かゝつても出来ぬかも知れなかつたのである。時機が斯くも早く熟して統監赴任後一ヶ月の間に急轉直下の勢を以て解決したと云ふ事は我々すらも意外として驚いて居る位である。是は小村外相に先見の明が無かつたと云ふ罪は有るかも知らぬが故意に偽を言はれた譯では無いので、此點は小村外相の爲に一言辨じて置きたいと云ふ話をした。唯、此時の英國大使の注文は、外國人の裁判事件を急激に外國領事の手から日本裁判官に移し日本裁判官に於て之を實行すると云ふ事の無いやうに、徐々として引繼ぐ事にして貰ひたいと云ふ希望であつた。現行犯の場合では、もとより直ちに日本の法權の下に處分せねばならぬけれども、其の他の裁判事件につき一

朝一夕に外國領事の面目を潰すやうな事はあるま

いから、此點は別段御心配に及ばぬと話して置い

た。此の英國大使の感想は如何にも無理の無い事

で、恐らくは他の列國の大使も同様な感想を持つ

て居た事と思はれる。蓋し僅かに統監の着任後一

ヶ月、其から談判開始後一週間にして斯かる重大

なる事件が完結せらるゝと云ふ事は内外の驚異と

した處であるに相違ない、併合後一週間を経た頃

に倫敦タイムズの外交部次長のブラハムと云ふ人

が京城へ遣つて來た。小村外相の紹介状を持つて

來たので寺内統監は午餐の饗應をせられて種々の

談話を交換されたが、午餐後に統監官邸の背面に

續いて居る處の南山に登つて此處で京城の全市を

一望の下に瞰下して此方彼方と舊王城或は病院學

校等の建物などの位置を示されたのであるが、ブ

ラハムは是時突然統監に向つて、
『閣下は此の重大時機に於て軍隊を何處に隠して置かれるか』

と叫んだのである。而して尙附加へて、

『實は京城へ來て見たら一揆騒動は無いとした處が、鐵砲の音

位は聞く事かと思つて來たのである。處が京城に遣入つて見

ると、内地の町と少しも變らない。少くとも兵隊が銃劔を持

つて市中を巡邏して居るかと思つたが、どうも一人も見當ら

ぬ。其で實は警備の有無さへ疑うたのである』

いつた。これに對して統監は、兵隊は刀と同じ事

で、妄りに出すものではない。若し變事が起きた

場合に一令の下に之を鎮壓する丈けの準備は出來

て居る。併し劍光帽影を以て人民を威壓するなど

は頗る舊式の遣り方で、却つて朝鮮人の惡感を挑

發し紛擾を誘致するの結果を來すかも知れないか

ら、正服巡查の如きも平常に比して却つて少く致

して居つた次第であると答へた。事實上無謀な朝

鮮人が往々日本と外國との間に紛議を起さしめや

うと云ふ淺薄な考から領事館焼打などの風説も起

つて、各國の領事館から保護を求めに來た事があ

つた。併し巡查で以て嚴めしく警戒すると云ふ事

は却つて物議の基であるから、平服巡查を配置して緩急相應せしある事にされてあつたけれども、其も風説に止つて何等の事件も起らなかつた。不思議な現象は併合の當時に中樞院議長の金允植の家に學僕として日本人が二人居つた、是が俄かに踪跡不明になつたと云ふので警察に届け出た。段々調べて見ると併合が實行せられて朝鮮人の爲に危害を被りはせぬかと云ふので無斷で夜逃をして、郊外から市中に移つて來たのであつた。之に反して我輩の家に雇つて居つた朝鮮人に對して此の一週間が過るといふと、併合條約が發表になるからお前達は日本の國民となるのだ、其が厭なら今から私の家を去らなければならぬと云ふ事を告げた處が此の朝鮮人は日本人になると云ふ事は誠に難有い事である。實は朝鮮はモウ既に日本のものであると思つて居つたのですが末だならなかつたのであるか、と眞面目に反問した位である。何故に

斯くも靜肅であつたかと云ふのに、一つは條約締結の際に宮中府中、大臣元老悉く一致の行動を取つて、一人も反對意見を奏上した者は無かつたと云ふので、人民は騷擾を起すの動機を見出されなかつたのだ、今一つは併合條約發表の日に、朝鮮の津々浦々に諭告文を貼り出して、何人も併合の趣旨と將來の施設等に付ても諒解する事の出來るやうに手段を採つたからでもあらう。其の諭告文は左の如きものであつた。

勲聖文武 天皇陛下ノ大命ヲ奉シ本官今ヤ朝鮮統轄ノ任ニ膺ルニ際シ茲ニ施政ノ綱領ヲ示シテ朝鮮上下ノ民衆ニ諭告ス夫レ疆域相接シ休戚相倚リ民情亦昆弟ノ誼アルモノ相合シテ一體ヲ成スハ自然ノ理必至ノ勢ナリ是ヲ以テ大日本國 天皇陛下ハ朝鮮ノ安寧ヲ確實ニ保障シ東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持スルノ緊切ナルヲ念ニ前韓國元首ノ希ニ應シ其ノ統治權ノ讓與ヲ受諾シ給ヒタリ自今前韓國ノ皇帝陛下ハ昌德宮李王殿下ト稱セラレ皇太子ハ王世子トナリテ後嗣長ヘニ相繼承シ萬世無窮タルヘク大皇帝陛下ハ德壽宮李太王殿下ト稱セラレ竝ニ皇族ノ禮遇ヲ賜ハリ其ノ秩俸ノ豊厚ナル皇位ニ在スノ時ト異

ル所ナカルヘシ朝鮮民衆ハ盡ク帝國ノ臣民ト爲リ 天皇陛下撫育ノ化ヲ被ムリ長ヘニ深仁厚徳ノ惠澤ニ浴スヘシ殊ニ忠順ニ新政ヲ翼賛スル賢良ハ其ノ效力ニ準シ榮爵ヲ授ケラレ恩金ヲ賜ハリ又其ノ材能ニ應シ帝國ノ官吏トシテ或ハ中樞院議員ノ班ニ列セラレ或ハ中央若ハ地方官廳ノ職員ニ登用セララルヘシ

又班族儒生ノ耆老ニシテ恭謙能ク庶民ノ師表タル者ニハ尙齒ノ恩典ナ與ヘラレ孝子節婦鄉黨ノ模範タル者ニハ褒賞ヲ賜リ以テ其ノ德行ヲ表彰セラルヘシ並ニ地方官吏ノ職ニ在リ國稅欠通ノ行爲アリタル者ハ其ノ責任ヲ解除シ特ニ其ノ完納ヲ免セラルヘシ又従前法律ニ違反シタル者ニシテ其ノ犯罪ノ性質特ニ惡諒スヘキ者ニ對シテハ一律ニ大赦ノ特典ヲ與ヘラルヘシ

如今地方ノ民衆積弊ノ餘孽ヲ受ケ或ハ業ヲ失ヒ産ヲ傾ケ又甚シキハ流離饑餓ニ瀕スル者アリ依テ先ツ民力ノ休養ヲ圖ルノ急務ナルヲ認メ隆熙二年度以前ノ地稅ニシテ今尙未滿ニ係ルモノハ之ヲ免除シ隆熙三年以前ノ貸付ニ係ル社穀ハ其ノ還納ヲ特免セシメ且本年秋季ニ徵收スヘキ地稅ハ特ニ其ノ五分ノ一ヲ輕減シ更ニ國幣約一千七百萬圓ヲ支出シ之ヲ十三道三百二十有餘ノ府郡ニ配與シ以テ士民ノ授産教育ノ補助並凶歉ノ救濟ニ充テシムヘシ是皆斯ノ更始ノ一新ノ時ニ方リ惠撫慈養ノ

聖旨ヲ昭ニスル所以ナリ然リト雖國政ノ利澤ヲ蒙ル者其ノ分ニ應ジテ國貨ヲ負擔スルハ天下ノ通則ニシテ古今東西皆然ラサルハ莫シ故ニ克ク這般救恤ノ本旨ヲ體シ或ハ恩ニ徂レテ奉公ノ心ヲ失ハサランコトヲ期スヘシ

凡ソ政ノ要ハ生命財産ノ安固ヲ圖ルヨリ急ナルハ莫シ蓋シ殖産ノ方興業ノ途之ニ次テ振作スルヲ得ヘケレハナリ從來不逞ノ徒頑迷ノ輩遐邇ニ出沒シ或ハ人ヲ殺シ財ヲ掠メ或ハ非謀ヲ企テ騷擾ヲ爲ス者アリ是ヲ以テ帝國ノ軍隊ハ各道ノ要所ニ駐屯シテ時變ニ備ヘ憲兵警官ハ善ク都鄙ニ互リテ專ラ治安ノ事ニ從ヒ又各地ニ法廷ヲ開キテ公平無私ノ審判ヲ下スニ努ム是固ヨリ奸兇ヲ懲罰シ邪曲ヲ芟除セムカ爲ナリト雖畢竟國內全般ノ安寧秩序ヲ維持シ各人ヲシテ其ノ堵ニ安シテ業ヲ營ミ產ヲ治メシメムトスルニ外ナラス

今朝鮮ノ地勢ヲ通觀スルニ其ノ南土ハ肥沃ニシテ農桑ニ適シ其ノ北地ハ嶺ヲ鑿物ニ富ミ内河外海亦魚介多シ遺利餘澤ノ獲收スヘキモノ鮮ナリトセス其ノ開發ノ方法宜シキヲ得ハ産業ノ振作期シテ待ツヘシ而シテ産業ノ發達ハ主トシテ運輸機關ノ完成ニ俟タサルヘカラス是事ヲ創メ業ヲ起スノ階梯ナレハナリ今通路ヲ十三道ノ各地ニ開キ鐵道ヲ京城元山間及三南地方ニ新設シ漸テ以テ全土ニ及サムトス斯ノ如クニシテ大成ヲ將來ニ期スルト共ニ其ノ開發敷設ノ工程ニ於テ衆民ニ生業

チ與、其ノ窮乏ヲ拯フノ一助タルヘキヲ疑ハス朝鮮古來ノ流弊ハ好惡乖逆唯利ヲ以テ相爭フニ在リ是ヲ以テ一黨勢ヲ得レハ忽チ他派ヲ戕ハムトシ一派力ヲ占ムレハ輒チ他黨ヲ仆サムトシ顧顧排濟其ノ窮極スル所ヲ知ラズ終ニ產ヲ破リ家ヲ亡ホス者夥シトモ是尺害アリテ寸益ナシ爾後黨ヲ樹テ社ヲ結ヒ徒ニ輕舉妄動ヲ事トスルカ如キコトアルヘカラス但シ政令治ク下ニ及ハス民意勅モスレハ上ニ達セシテ上壓下怨ノ弊ヲ醸スハ古今其ノ例ニ乏シカラズ依テ中樞院ノ規模ヲ擴張シ老成ノ賢良ヲ網羅シテ其ノ議官ニ列シ重要ナル政務ノ諮詢ニ應セシメ又各道及各府郡ニハ參與官又ハ參事ノ職ヲ設ケ能ク俊材ヲ登用シテ之ニ充テ其ノ言議ヲ徵シ其ノ獻策ニ聽キ以テ政令ト民情ト相抵牾スル所ナカラズコトヲ期ス

凡ソ人生ノ憂患ハ疾病ヨリ酷シキハ莫シ從來朝鮮ノ醫術ハ未ダ幼稚ノ域ヲ脱セシテ以テ病苦ヲ救ヒ天壽ヲ全クセシムルニ足ラハ是故モ痛嘆スヘキ所ナリ蓋ニ京城ニ中央醫院ヲ開キ又全州清州及咸興ニ慈惠醫院ヲ設ケテ以來衆庶ノ其ノ恩波ヲ蒙ル者極メテ多シト雖未タ全上ニ普及セサルヲ遺憾トシ既ニ令チ發シテ更ニ各道ニ慈惠醫院ヲ増設セシメ名醫ヲ置キ良藥ヲ備ヘ汎ク起死回生ノ仁術ヲ施サシメムトス

願フニ人文ノ發達ハ後進ノ教育ニ俟タサルヘカラス而シテ教

育ノ要ハ智ヲ進メ德ヲ磨キ以テ修身齊家ニ資スルニ在リ然ルニ諸生動モスレハ勞ヲ厭ヒ逸ニ就キ徒ニ空理ヲ談シテ放漫ニ流レ終ニ無爲徒食ノ遊民タル者往往ニシテ之レ有り自今宜シク其ノ弊ヲ矯メ華ヲ去リ實ニ就キ懶惰ノ陋習ヲ一洗シテ勤儉ノ美風ヲ涵養スルコトニ努ムヘシ

信教ノ自由ハ文明列國ノ均シク認ムル所ナリ各人其ノ崇拜スル教旨ニ倚リ以テ安心立命ノ地ヲ求メムトスルハ固ヨリ其所ナリト雖宗派ノ異同ヲ以テ漫ニ紛爭ヲ試ミ又ハ名ヲ信教ニ藉リテ切ニ政事ヲ議シ若ハ異圖ヲ企テムトスルカ如キハ卽チ異俗ヲ荼毒シ安寧ヲ妨害スルモノナルヲ以テ當ニ法ヲ案シテ處斷セサルヘカラス然レトモ儒佛諸教ト基督教トヲ間ハス其ノ本旨ハ畢竟人生世態ノ收善ニ在ルカ故ニ固ヨリ施政ノ目的ト背馳セサルノミナラス却テ之ヲ裨補スヘキモノタルヲ疑ハス之ヲ以テ各種ノ宗教ヲ待ツニ毫モ親疎ノ念ヲ挾マサルハ勿論其ノ布教傳道ニ對シテハ適當ナル保護便宜ヲ與フルニ吝ナラサルヘシ

本官今 聖旨ヲ持シテ此ノ地ニ莅ムヤ一ニ治下生民ノ安寧幸福ヲ增進セント欲スルノ外他念アルナシ是レ茲ニ諄諄トシテ其ノ適從スヘキ所ヲ諭示スル所以ナリ尙淺ニ妄想ヲ逞クシテ敢テ施設ヲ妨碍スル者アラハ斷シテ假借スル所ナカルヘシ若シ

大レ忠誠身ヲ持シ謹慎法ヲ守ルノ良士順民ニ至ツテハ必ス皇
化ノ惠澤ニ霑ヒ其ノ子孫亦永ク恩波ニ浴スヘシ爾等恪テ新政
ノ宏謨ヲ奉體シテ苟モ違フ所アル勿レ

明治四十三年八月二十九日

統監子爵 寺内正毅

そこで朝鮮人の心理状態を察するのに、此の論告を見ると、實によく其趣旨が分つた。其の簡條を見るも前代未聞の善政である。唯々問題は果して此通りに實行するや否やと云ふ事である。當時の朝鮮人は虎よりも猛しと言はれた暴政に苦み、苛斂誅求に苦んで居たが、何等政府の恩恵を受けたる事は無かつた。其であるから若し茲に善政を施して彼等の幸福を圖るやうな者が有るならば、齊楚吳越を問はずに之を迎へると云ふ有様である。彼等は果して新政府が其の諭告の如くに善政を實行するかどうか、今迄の政府は兎角美言を出して而して悪行をやつたと云ふのであつた。斯かる善美を盡した諭告を發しても、是は民を一時欺くと

云ふ者で、將來果して實行する意志であるからどうか疑はしい。若し其言を食んで實行が之に伴はない時期が來たならば、其時に於て堂々と其罪を鳴すのも未だ遅くは無い、差當り言はゞ御手際拜見と云ふ態度を採らうと云ふのが、此の時朝鮮人一般の心理状態であつたやうに見える。其で益々新政府は責任の重きを感じて、其の公言した事は必ず言葉以上に實行しなければならぬと云ふ決心を起した。問も無く實行せられた事は政治犯人の特赦で、其人數が千七百十一人、其から尙齒の恩典に浴する者一萬二千百十五人、孝子節婦の旌賞せしめた者が三千二百九人、鰥寡孤獨の救助を受けたる者が七萬九百二人、尙ほ永久の恩典としては十三道各郡に分配せられたる授産金、教育費、備荒資金合計壹千七百參拾九萬八千圓、是は資金として永久に保存し其の利子を使用するに止つて居る。故に是は永久の基金であつて、貧弱なる朝

鮮人を救助する上に於て非常な有効な働をなすものである。之に加ふるに是までは京城に唯々一つの病院が有つたに過ぎなかつたのに、十三道に慈惠醫院を急設して之に軍醫を配置し、貧民に施療をするの方法を講じ又分院を各地に設置したのである。是も従來醫藥に乏しかつた朝鮮に取つては非常なる恩恵を與へた譯である。又植林の如きは今まで殆ど禿山ばかりであつたものが、其後は年所を經るに隨つて益々綠樹を見る。學校の如きは従來書堂と稱して寺子屋式のものであつたのに、其後は内地に於けると同様な小學程度の普通學校を各地に新設し又京城平壤等には中學程度の學校をも増設した。其他農業の改善の如きも着々目前に實効を現はして居るのであつて、従來新政府の言行一致を疑うて居つた者も漸く其の眞意を諒解する傾きになつて來た。是が併合當時數千年間朝鮮に見る事の出來なかつた平穩時代を現出した所

以であらうと思はれる。併し朝鮮の開発は前途遼遠であつて、決して併合が平穩に行はれたと云ふ丈けで満足す可きで無い。殊に朝鮮は地廣く人少く、山は各種の礦物に富み、海は三方其魚族に充ちて居り、土地は又概して肥沃であると、農桑に適して居る。將來我國の人口過剩の吐け口として見ても又朝鮮人自身の發達の上より見ても、最も有望な土地であるから、内地人と朝鮮人とは益々親近提携して彼我の福利を増進するに努め、以て併合の眞意義を發揮せしめねばならぬと確信し且希望する次第である。